

新熱海市役所の地球にやさしいオフィスプラン 21

(地球温暖化対策実行計画 事務事業編)

平成 30 年 8 月

熱海市 市民生活部 協働環境課

目 次

1	背景	1
2	計画策定の意義	2
3	基本的事項	3
	(1) 目的	
	(2) 期間	
	(3) 対象	
	(4) 上位計画及び関連計画との位置付け	
4	温室効果ガスの総排出量に関する削減目標	5
	(1) 目標設定の考え方	
	(2) 温室効果ガス総排出量	
	(3) 削減目標	
5	温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組み	6
	(1) 取組の基本方針	
	(2) 具体的な取組内容	
6	進捗管理体制	7
	(1) 推進体制	
	(2) 点検・評価・見直し体制	

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められています。

熱海市においても、公共施設への太陽光発電の導入を進めること等をはじめとして、地球温暖化の防止に向けた取組を推進しています。

地球温暖化対策の動き

時期	地球温暖化対策の動向
平成9年 (1997年)	※「京都議定書」採択 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)温室効果ガス排出量：平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までに平成2年(1990年)を基準年度として、6%削減することを約束。
平成10年 (1998年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布 平成11年の施行に伴い、地方公共団体に実行計画策定の義務付け。
平成17年 (2005年)	「京都議定書」発効 発行条件を満たしたため、京都議定書が発効される。これにより、法的な拘束力が発生した。
平成22年 (2010年)	「カンクン合意」採択 気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)温室効果ガス排出量：2020年までに1990年比25%削減を目標とすることを約束。

平成 24 年 (2012 年)	第四次環境基本計画を策定 地球温暖化対策の長期的な目標として、2050 年までに 1990 年比 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。
平成 27 年 (2015 年)	※「パリ協定」採択 気候変動枠組条約第 16 回締約国会議 (COP21) 締約国すべての国が温室効果ガス削減に取り組み、今世紀後半には、世界の温室効果ガスを実質的にゼロにすることを目指すと表明。 【日本の目標】 国内温室効果ガス排出量：2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減とする目標を約束。
平成 28 年 5 月 (2016 年)	地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条第 1 項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」(平成 27 年 12 月 地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、策定。 中期目標(2030 年度削減目標)の達成に向けた取組 国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度において、国内総排出量を 2013 年度比 26.0%減(2005 年度比 25.4%)の水準にすると中期目標の達成に向けて取り組む。 地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正(平成 28 年 5 月 27 日施行)

※国連気候変動枠組条約

地球温暖化問題に関する枠組みを設定した環境条約であり、大気中の温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態などに悪影響を及ぼすおそれがあることを、人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在及び将来の気候を保護することである。国連気候変動枠組条約の交渉会議は、気候変動枠組条約締約国会議(Conference of the Parties COP)である。

2 計画策定の意義

熱海市役所では、様々な事務・事業を行っており、市内でも大規模な経済活動主体です。このため、地球温暖化対策推進法に基づき、実行計画を策定し、実施することで、市の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量を抑制することができ、事業者や市民等に地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組の理解が得られ、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することができます。また、実行計画の効果については以下のことが考えられます。

- (1) 環境に配慮した取り組みを率先することで温室効果ガスの排出を抑制し、また市民や事業者の配慮行動を促進し、総合的に温室効果ガス排出を抑制する。

- (2) 環境に配慮した購入活動を計画的に推進することで、市場にグリーン購入運動を展開し、循環型社会の構築を支援する。
- (3) 電気、燃料や水の消費量を削減し、廃棄物の発生量を抑制することにより、
事務経費を削減できるなどの経済的な効果が期待できる。

3 基本的事項

(1) 目的

熱海市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「熱海市事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、熱海市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策推進法 第 21 条

（地方公共団体実行計画等）

第 21 条 1 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 第 5 項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(2) 期間

計画期間は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、2018 年度から 2030 年度までの 13 年間とし、温室効果ガスの基準年度を 2013 年度とします。

ただし、国等において、新たな削減目標や施策が示され、国県の目標を見直す場合には、新たな数値目標に準じ、本計画も見直しを行うこととします。

なお、計画の内容について、社会情勢の変化や技術的進歩等を踏まえ、5 年ごとに中間見直しを行います。

項目	年 度									
	2013	・・・	2018	2019	2020	2021	2022	・・・	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始				計画 見直し		目標 年度	
計画期間			→							

(3) 対 象

① 対象とする温室効果ガス

熱海市事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

※ 地球温暖化対策推進法に規定されている温室効果ガスは、二酸化炭素(Co₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6つですが、本市の事務・事業によって

排出される温室効果ガスのほぼ100%を二酸化炭素が占めています。よって、二酸化炭素(Co₂)に絞って実施します。

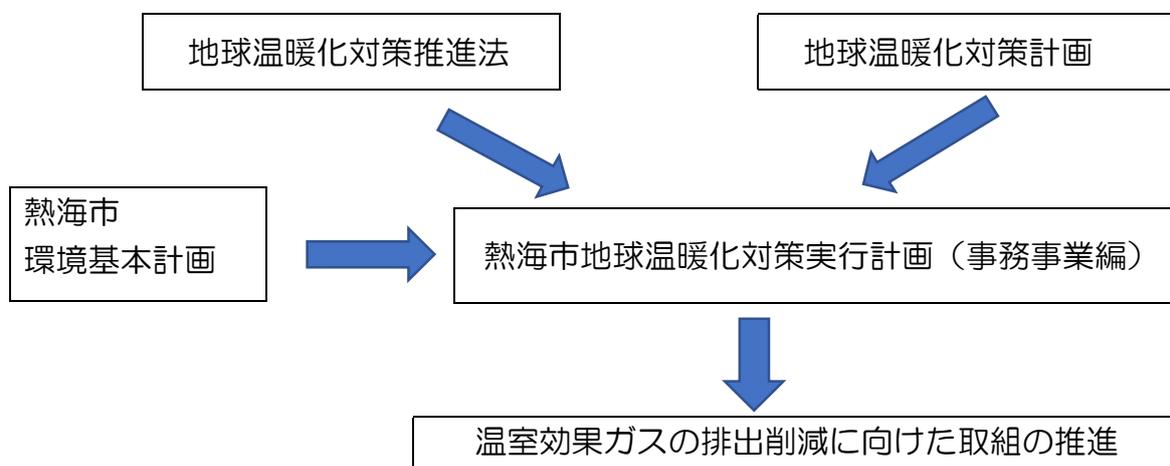
② 対象範囲

外部への委託、請負契約を除く、市の事務・事業とします。
指定管理者制度を導入している市有施設も対象とします。

(4) 上位計画及び関連計画との位置付け

熱海市事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、地球温暖化対策計画及び熱海市環境基本計画に即して策定します。



4. 温室効果ガスの総排出量に関する削減目標

(1) 目標設定の考え方

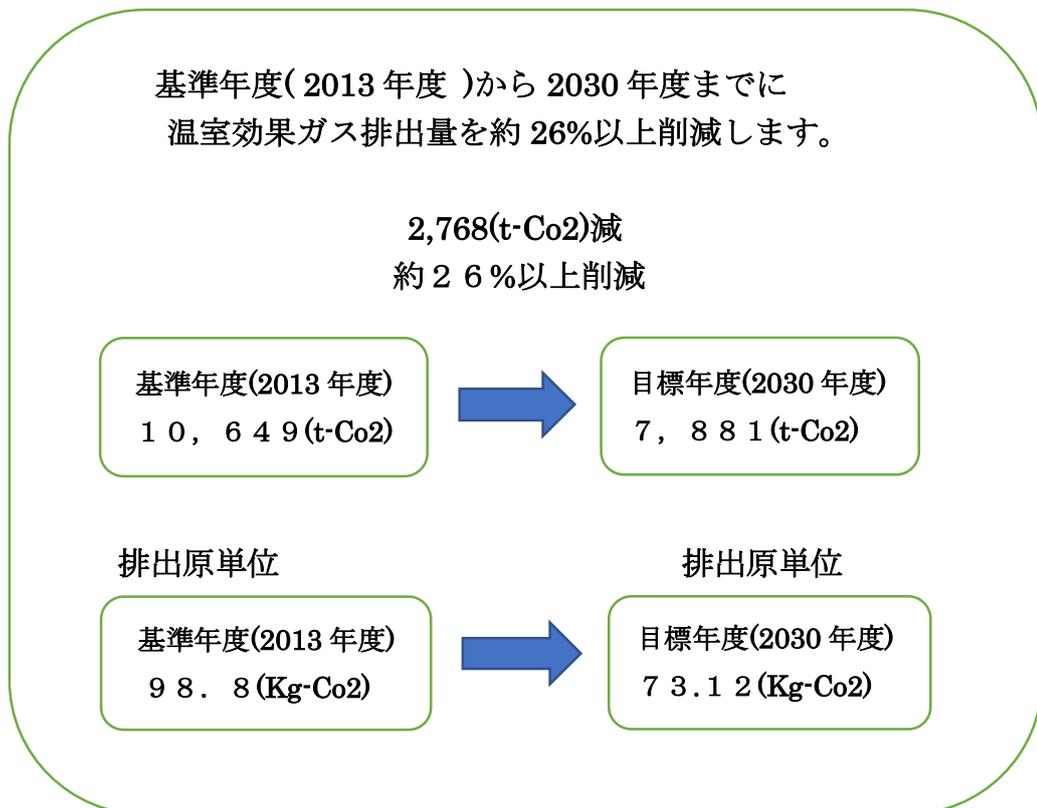
本計画は、国の地球温暖化対策計画(平成 28 年 5 月閣議決定)に基づき、熱海市の事務及び事業等からの温室効果ガス排出量を基準年度(2013 年度)比で 2030 年度までに約 26%以上削減することを目標とします。

ただし、国等において新たな削減目標等に準じ、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

(2) 温室効果ガス総排出量

熱海市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2013 年度において、10,649t-CO₂ となっています。

(3) 削減目標については、次のとおり定めます。



<地球温暖化対策計画の中期目標に基づき 26%削減> 目標年度(2030 年度)に、基準年度(2013 年度)比で 26%削減することを目標とします。

5. 温室効果ガス削減目標達成に向けた取り組み

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

① 物品等の購入に当たっての配慮

- 物品を購入する際には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に
に基づき、環境に配慮した製品の購入に努めるものとする。
- 公用者の購入に当たっては、原則として低公害車、低燃費車、より排気量の少ない車種の順で選択する。
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 自動販売機の照明は消灯します。
- 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 物品等の使用に当たっての配慮

【削減目標】 2013年度(基準年度)比で、2030年度までに26%以上削減する。

- 電気の使用量、都市ガスやLPGの使用量、コピー用紙の使用量、水の使用量、ガソリン及び軽油(車両燃料)の使用量の削減に努める。

③ 設計、施工に当たっての配慮

- 事業者からの廃棄物処理計画書の提出を徹底する。
- 残土処理においては、他事業との情報交換により調整する。
- 施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 街路灯・防犯灯のLED化を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

④ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- 熱海市グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 用紙の節減(節水、ゴミの減量)に取り組みます。

⑤ 再生可能エネルギーの導入

- ・太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑥ 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。
- ・公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

6. 進捗管理体制

(1) 推進体制

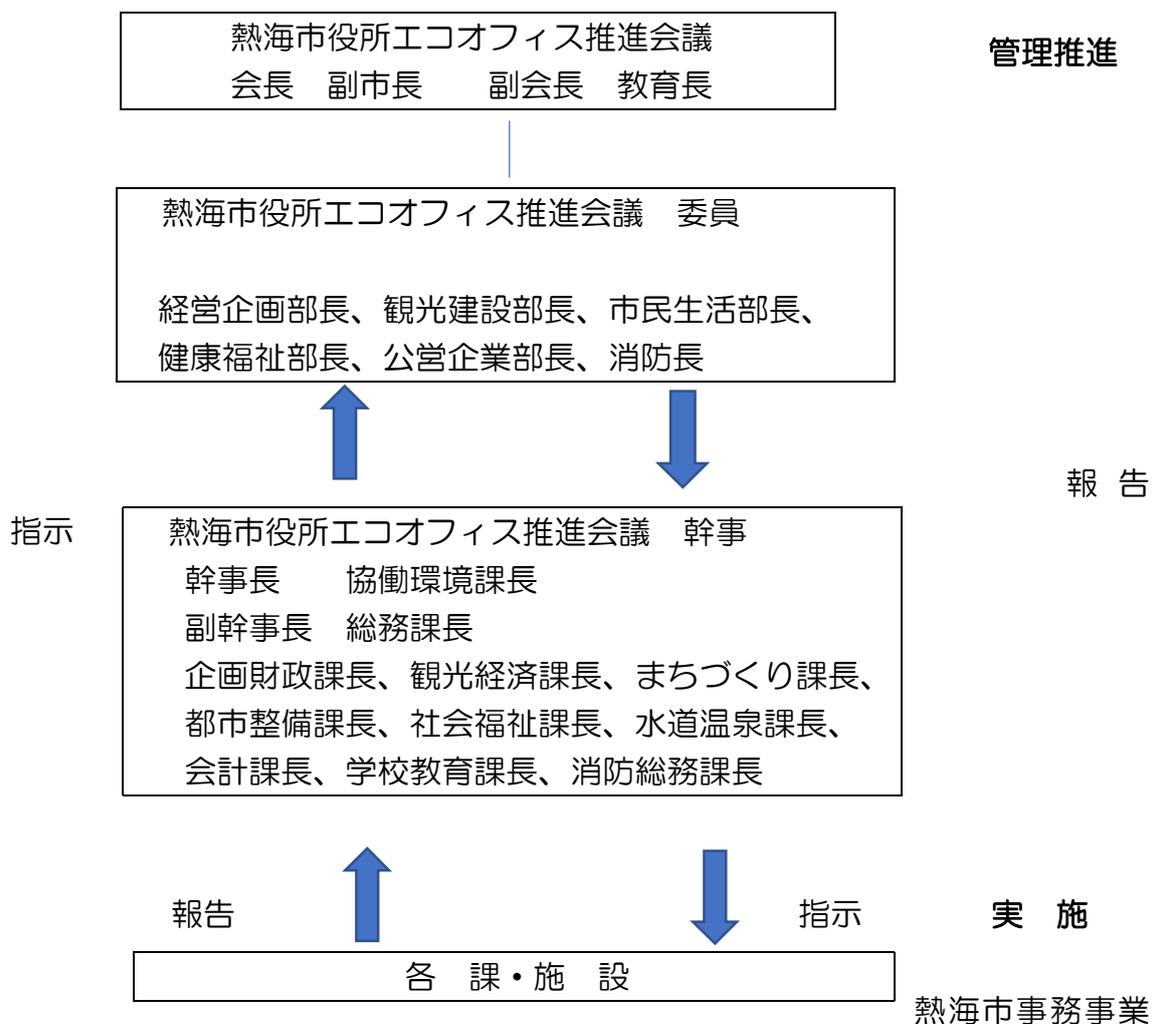
熱海市事務事業編を推進するために、副市長を会長とする「熱海市役所エコ
コ
オフィス推進会議」を設けます。

① 熱海市役所エコオフィス推進会議

会長は、副市長、副会長を教育長とし、委員は、経営企画部長、観光建
設
部長、市民生活部長、健康福祉部長、公営企業部長、消防長とします。
熱海市事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。
また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 熱海市役所エコオフィス推進会議 幹事会

幹事長は、協働環境課長を長とし、会務を総括し、副幹事長は、総務課
長とし、幹事には、企画財政課長、観光経済課長、まちづくり課長、都
市整備課長、社会福祉課長、水道温泉課長、会計課長、学校教育課長、
消防総務課長とします。
各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、指示事項、その他必要
事項を調査及び検討し、その結果を会長に報告します。



編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

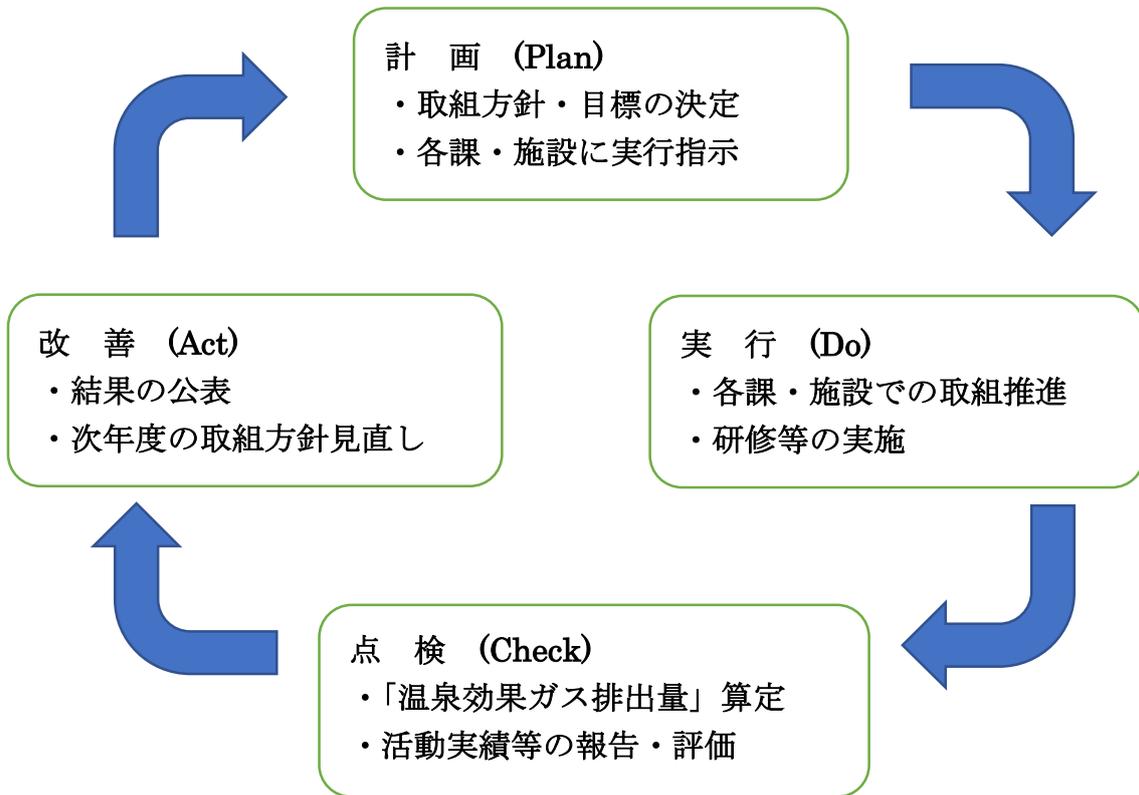
熱海市事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、熱海市事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

熱海市事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。

事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA 庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2022年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2023年度に熱海市事務事業編の改定を行います。



毎年のPDCAイメージ